最終更新日：2018年12月26日

田辺工業株式会社
代表取締役社長　四月朔日義雄
問合せ先：取締役兼上席執行役員管理部長　権守勇一
証券コード：1828
https://www.tanabe-ind.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主を始め取引先などの皆様に信頼・評価され、継続的な企業価値の増大を図る企業を目指しております。そのためには、コーポレートガバナンスの充実が経営の最重要課題と認識し、経営の健全性、適法性、透明性の推進に努めるとともに、迅速・果断な意思決定により、経営の活力を増大させることを基本方針とし、その実現に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則１－２　株主総会における権利行使】
〈補充原則１－２－４〉
株主構成議決権行使プラットホームの利用については、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、判断してまいります。

【原則４－２　取締役会の役割・責務（２）】
〈補充原則４－２－１〉
当社の経営陣の報酬は月額報酬と賞与から構成しており、中長期的な業績に連動するインセンティブ報酬は実施しておりませんが、本コードの趣旨を踏まえ今後の検討課題といたします。

【原則４－１０　任意の仕組みの活用】
〈補充原則４－１０－１〉
当社は現在、任意の指名・報酬委員会は設置しておりませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について取締役会の審議を行うに先立ち、作成した原案を独立社外取締役に事前に説明し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得て、適切に決定しております。
今後、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役の機能の独立性と客観性、説明責任を強化するため、最も適切な形態を検討してまいります。

【原則４－１１　取締役会の構成】
現在の取締役会は経歴、実績、知識、経験、能力等のバランスを総合的に勘案のうえ６名を選任しております。そのうち２名は独立的な立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言、経営陣に対する実効性の高い監督などコーポレート・ガバナンスの充実に資することのできる社外取締役を選任するなど、専門知識や経験等のバックグランドの異なる構成となっております。
現在、当社取締役に海外勤務経験の豊富な取締役は選任しておりますが、女性取締役については選任しておりませんので、ジェンダー面での多様性確保については、今後の検討課題といたします。しかし、現状の取締役はそれぞれ、当社の経営課題への対応に必要な資質と多様性を備えていると考えております。また、取締役会における独立社外取締役の人数比率は３分の１となっており、加えて取締役会へは社外監査役２名を含む監査役３名も参加する仕組みとなっていることから、独立性と客観性をより一層確保できる体制であると考えております。
当社の監査役は３名で構成されておりますが、その内社外監査役は弁護士１名、税理士１名で構成されており、財務・会計・法務に関する十分な知見を有していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
〈政策保有株式に関する方針〉
当社はお客様や取引先の株式を保有することが、安定的な関係強化のため必要であり、中長期的に当社の企業価値向上に資すると判断した場合に限り、株式を保有する方針であります。
また、政策保有株式については、取締役会にて取引先との取引状況、取引先の業績、株価、配当状況など保有の合理性を個別に検証しております。
今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が必ずしも十分でないと判断される銘柄については、縮減を図ります。

〈政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準〉
当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、適切な対応を確保するため、以下の基準に沿った対応を行います。
①発行会社の持続的な成長により、株主としての当社の企業価値向上に資するか否かを判断する。
②継続的に投資収益が著しく低い企業で、業績不振が続いており、改善傾向にない場合、また、社会的不祥事等、コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。
③株主としての当社の企業価値を毀損する提案に対しては、会社提案・株主提案いずれに対しても反対票を投じます。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社と当社役員個人との直接取引及び当社と当社取締役が代表となっている他団体や他会社との取引など会社法に定める利益相反取引については、当社の「取締役会規程」において事前に承認を得なければならない旨を定めています。その取締役会での承認にあたっては、管理部が「関連当事者取引管理規程」に基づき審査のうえ、一般的な取引と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性などについて確認するとともに、その承認後も当該取引の状況に関して定期的に取締役会に報告することとしております。
また、当社と主要株主・関連当事者との取引に関しても、取引内容の合理性及び妥当性について管理部が確認することとしております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は従業員の退職給付に充てるため確定給付企業年金、退職一時金制度を併用しております。
確定給付企業年金及び退職一時金制度の積立金の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関と契約を締結しております。
現在、当社では運用に当たる適切な資質を持った人材の登用・配置を行っており、今後も継続的な教育（外部セミナーへの参加等）を行ってまいります。また、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用を委託する運用受託機関より、原則として四半期毎に運用状況等の報告を受けるとともに、運用受託機関に対しては、実行的なスチュワードシップ活動を行うよう求めており、その活動状況についても定期的に報告を受けることとしております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
会社の経営方針や取り組み等については、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しておりますが、内容としては次のとおりであります。
・経営理念
当社グループは、「お客様・従業員・株主・業務関係者そして社会の、皆んなに喜ばれる親切で的確な仕事をしよう」を社是に掲げ、技術をもって社会に貢献することを経営理念として事業を展開しております。
・経営基本方針
当社グループは、時代に即応した顧客が求めるニーズの製造設備、インフラ設備を企画・製作・建設・メンテナンスまで一貫して幅広く対応し、長年培った技術の蓄積とエンジニアリングをコアに、お客様が満足する製造設備を提供してまいります。また、現場、現実、現物の三現主義の徹底をベースに技術、施工レベルを絶え間なく向上させ、ニーズを的確に捉えた設備でモノづくりに貢献してまいります。
当社グループは、技術力、総合力の強化により、企業価値を高めることを経営の基本方針としております。
・中期経営計画
当社グループは、2020年3月期に連結売上高400億円、連結営業利益率5％以上を目標としております。
なお、中長期経営計画については社内における達成目標の位置づけとして作成しております。その内容開示につきましては、検討してまいります。
・経営戦略
1．安定収益基盤の確保（コア事業を強化する）
■産業プラント・電気一体型（建築・設計含む）の総合施工体制を軸とした営業体制、施工体制の強化を図る。
2．成長基盤の確立
■人手不足に伴う自動化・省力ニーズに対し、ロボット技術や当社オリジナル製品・装置の拡充を図る。
3．海外事業を強化する
■海外子会社のビジネスモデル及び体制の再構築と海外子会社との連携による海外事業展開の促進に取り組む。
4．人材基盤の強化
■人材の確保・育成のため、さらなる実務訓練内容の充実に重点をおき、社員のスキルアップ、技術蓄積・体制強化に取り組む。
5．コンプライアンス（法令遵守）態勢の更なる強化に取り組む。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
上記1基本的な考えに記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
1．方針
取締役、執行役員の報酬等については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、決定することとしております。
賞与は、当期の会社業績を勘案し、配当、従業員の賞与水準や過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。また、役員持ち株会を通して、報酬から一定額以上を拠出して自社株を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

2．手続き
取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内において、代表取締役社長および担当執行役員が報酬案を策定し、独立社外取締役に事前説明を行ったうえで、独立社外取締役の意見・助言を踏まえ、取締役会の協議により決定しております。
監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
1．選任の方針
執行役員・取締役候補者については、これまでの経験、実績、当社業務の精通度、人格や見識、事業計画達成に向けた情熱、経営感覚等資質を持ち合わせる候補者を指名することとしております。また、取締役会・監査役会の全体としての実効性を確保するために必要な人員やバランスの良い経営判断が可能な体制を構成することを踏まえ、総合的に勘案し候補者を指名することとしております。
監査役候補者の指名は、当社取締役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等を踏まえ、総合的に勘案し候補者を指名することとしております。
また、社外取締役・社外監査役候補者については、幅広い知識・経験を有しており、その豊富な経験や見識を活かし、当社経営に客観的立場から監視・指導・助言いただける人物を指名しております。

2．選任の手続き
執行役員の選任に当たっては、代表取締役社長が取締役会に推薦し、社外取締役・社外監査役も出席する取締役会にて審議・決定しております。
取締役候補者の指名に当たっては、代表取締役社長が各取締役の改選時に推薦します。推薦された候補者は社外取締役・社外監査役も出席する取締役会にて審議・決定し、正式な取締役候補者として株主総会議案として付議します。
監査役候補者の指名は、代表取締役社長が提案し、監査役会の同意を得た上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として付議されます。

3．経営陣幹部の解任の方針と手続き
執行役員の解任については、「執行役員委任契約書」に解任の要件を規程しており、その要件に合致した執行役員は、社外取締役・社外監査役も出席する取締役会の決議をもって行います。
取締役に法令・定款違反、その他取締役として求める資質や職務遂行能力を満たさない場合等が生じた場合には、当該取締役の役位の解職その他の処分または株主総会に対する解任議案の提出について、社外取締役・社外監査役も出席する取締役会にて審議のうえ決定することとしております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　　取締役・監査役候補者の個々の選解任・指名についてはその理由を株主総会参考書類の中で説明しております。

【原則4－1　取締役会の役割・責務】
〔補充原則4－1－1〕
　当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　独立社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たした存在でなければならないと考えております。さらに、取締役会では、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待される独立社外取締役の候補者を選任する方針です。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
〔補充原則4－11－1〕
　取締役会の構成は、取締役10名以内、監査役4名以内合計14名以内で構成する旨、定款で定めております。現在は取締役6名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）、合計9名であり、事業規模からして、経営に関する実質的な審議が可能な範囲であると考えております。また、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、選任に関する方針・手続きについては、【原則3－1】の（4）に記載のとおりであります。

〔補充原則4－11－2〕
　当社取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会参考書類及び事業報告に毎年記載しております。

〔補充原則4－11－3〕
　当社は、取締役会の実効性評価について、社外役員を含む全取締役（除く取締役会議長）、全監査役を対象に、評価アンケートを実施し、その調査結果をもとに、取締役会全体の実効性評価の総括を行うとともに、課題の共有化を行っております。
　直近の結果として、当社の取締役会は、その運営、構成および審議の内容等、総合的にみて適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価しました。
　一方、中長期的な視点にたって、事業戦略等の活発な意見交換や、経営課題についての議論の活発化等の課題も認識され、今後も、各取締役、各監査役の意見等を踏まえ取締役会の機能向上に取り組んでまいります。

【原則4－14　取締役・監査役のトレーニング】
〔補充原則4－14－2〕
　当社は取締役に対し、必要な知識習得のため、適宜、社内外の講習会・研修会等に参加する機会の提供に努めております。
　また、監査役については、日本監査役協会が主催する講習会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解を深める機会を提供しております。
　新任役員のトレーニングついては、管理部長が主管となり、社内外の講習会への参加を要請し、新任役員としての活動に必要な企業統治・財務会計・法務等に関する知識習得の機会を与えています。
　社外役員につきましては、就任時に当社事業及び当社を取り巻く状況を迅速に把握するため、管理部長が当社の業界、当社の歴史、事業内容、財務情報、組織等の説明を行なっております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社のIR活動は、管理部がIR担当部署として活動しております。株主から対話（面談）の申し込みに対して、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲でIR担当部署である管理部が代表取締役、IR担当役員等と対応方法を検討し、適切に対応しております。
　また、当社は金融商品取引法に違反する内部取引を未然に防止することを目的として、「インサイダー取引防止規程」を定め、株主との対話の際にも、本規定に従い、インサイダー情報の管理に努めております。
　当社の主なIR活動は次のとおりです。
　・定時株主総会及び総会終了後のIR：年1回
　・決算発表（決算短信）後の取材対応：概ね四半期毎
　・個人投資家説明会：不定期
　・当社ホームページの企画・運営

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
有限会社ケイアンドアイ	860,000	8.01
田辺工業取引先持株会	813,600	7.58
株式会社第四銀行	500,000	4.66
田辺工業従業員持株会	353,500	3.29
四月朔日義雄	330,400	3.07
田辺よし江	322,080	3.00
田辺商事株式会社	244,000	2.27
出頭健一	220,000	2.05
株式会社田辺エージェンシー	220,000	2.05
田辺則子	213,960	1.99

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点において、重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横田猶一	他の会社の出身者								△			
野本直樹	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横田猶一	○	横田猶一氏は、三菱電機株式会社及び三菱電機ビルテクノサービスに過去勤務しておりました。当社は両社と取引関係にありますが、両社が当社の意思決定に与える影響はなく、一般株主と利益相反の恐れはないと判断しております。	独立した立場に基づき、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を基に、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただけることから、社外取締役として適任と考えております。
野本直樹	○	野本直樹氏は、当社の会計監査を行っている新日本有限責任監査法人の出身であります。当社と同監査法人の間には、業務委託に関する取引があり、会計監査人の報酬等を支払っておりますが、取引の規模、性質に照らして、投資家の判断に影響を及ぼす恐れははないと判断しております。	独立した立場に基づき、これまで公認会計士として培ってきた豊富な業務経験と専門的な知識を基に、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただけることから、社外取締役として適任と考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
また、監査役と監査室は連携して監査役監査・内部監査を実施しております。その他監査室が監査役会に参加し、内部監査の実施状況等を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐野榮日出	税理士													
伊藤秀夫	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野榮日出	○	東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、当社は佐野榮日出氏を独立役員として届け出ております。	独立した立場に基づき、税務・会計の専門家としての豊富な経験を当社の監査に活かしていただけることから、社外監査役として適任と考えております。
伊藤秀夫	○	東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、当社は伊藤秀夫氏を独立役員として届け出ております。	独立した立場に基づき、法律の専門家としての豊富な経験を当社のコンプライアンス体制の充実に活かしていただけることから、社外監査役として適任と考えております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状は功績度合いによって役員賞与を支給していること、インセンティブ付与制度導入については慎重に検討する必要があり、現在のところ導入の予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、平成30年3月期において、取締役報酬117,560千円、監査役報酬20,096千円を支払っております。報酬額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額40,000千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役、執行役員の報酬等については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、決定することとしております。賞与は、当期の会社業績を勘案し、配当、従業員の賞与水準や過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。また、役員持ち株会を通して、報酬から一定額以上を拠出して自社株を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内において、代表取締役社長及び担当執行役員が報酬案を策定し、独立社外取締役に事前説明を行ったうえで、独立社外取締役の意見・助言を踏まえ、取締役会の協議により決定しております。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、現状、当社の規模から監査役の専従スタッフは置いておりませんが、監査役監査を補助するため、監査室、本社管理部門がサポートする体制を採っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の意思決定と業務執行を分離することにより、経営の迅速化及び効率化並びにコーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成しております。

取締役会は、法令及び定款並びに取締役会規程に基づき、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行います。

また社外監査役は取締役会に出席して、客観的、専門的見地から意見を述べるなど、社外役員に期待される役割を果たす様努めております。

執行役員は、取締役会によって選任され、11名(うち社長以下4名の取締役が執行役員を兼務する)体制で業務を執行し、各所管部門における使用人の業務執行の監督を行います。

なお、業務の効率性を確保するため、取締役及び執行役員をメンバーとする「経営会議」を原則毎月1回開催することとしております。

監査役は、取締役会、経営会議、予算管理会議等の重要な会議に出席する他、監査役会で決定した監査計画・業務分担に従い各部署の監査を行っております。特に社外監査役は独立した立場で、外部の視点からの監査に主眼を置いております。

監査室は年度計画に従い、適法性、合理性、規程の遵守状況等の監査を実施しております。

当社の会計監査を業務執行した公認会計士は五十嵐朗氏、井口誠氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属し、会社法監査及び金

融商品取引法監査を実施しております。なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士4名及びその他4名で構成されております。
　監査役、会計監査人、監査室は、必要の都度相互の情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして監査の実効性、効率性の向上を図っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　コーポレートガバナンスの充実が経営の最重要課題と認識し、経営の健全性、適法性、透明性の推進に努める事を基本方針として取り組んでおりますが、当社の事業規模から現体制で経営の監視、監督面で十分に機能すると判断し、現体制を採用しております。
　当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、2名を社外取締役、2名を社外監査役とすることで経営の監視機能を強化しております。コーポレートガバナンスにおいて、外部から客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、現体制で外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社第50回定時株主総会招集通知を、開催日平成30年６月27日の19日前である平成30年６月８日に発送しました。また、招集通知の発送に先駆け、株式会社東京証券取引所のＴＤnetにおいて平成30年６月５日に早期掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社第50回定時株主総会においては集中日を避け、平成30年６月27日に開催いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（狭義の招集通知及び参考書類）の英訳版を株式会社東京証券取引所のTDnetに掲載しております。
その他	〈株主総会のビジュアル化〉 1. 自社PRビデオの上映 2. 報告事項のナレーションによる説明 3. パソコン活用によるビジュアル化 〈招集通知のビジュアル化〉 1. カラー印刷及びサイズの変更 2. グラフ等のビジュアル化表示 3. UDフォントの採用

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」を開設し、決算情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：管理部 IR担当役員：取締役兼上席執行役員管理部長　権守勇一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	田辺工業グループ倫理規程において定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社の電力事業部では、「ＩＳＯ１４００１」を取得し、環境保全活動を行っております。 また、当社は、新潟県において「ＴｅａｍＥＣＯ」、「リバーサイド夢物語」等地域のボランティア活動に参加しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔1〕．当社の内部統制システムの基本方針については、次のとおりであります。

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下の内部統制システムを構築し、運用する。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスを基本とした経営の強化を図る。
⑵ 法務部門を事務局としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに基づく誠実かつ公正な業務の遂行を確保する。
⑶「職務権限規程」により、適正に職務の執行が行われる体制とする。
⑷ 監査室は、職務執行を監査、評価し、職務執行の適正を確保する。
⑸「内部通報制度」を活用し、不正行為等の早期発見を図るとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。
2．取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 役職員は、取締役会、経営会議等の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報を、「文書取扱規程」、「保存文書年限表」の定めるところに従い適切に保存し管理する。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 事業に関する特に重要な施工上のリスク、労働災害のリスクは、各部･支店で施工計画会議、安全衛生会議等でリスク管理を行う。与信管理、情報セキュリティ管理は管理部を中心としてリスク管理を行う。その他のリスクは各部門長がリスク管理を行う。各部門長は、必要に応じリスク管理の状況を取締役会に報告する。
⑵ 新たにリスクが生じた場合は、取締役会において速やかに対応責任者を決定する。
⑶ 当社の経営に重要な損害等を与える事態が発生し、又はそのおそれがあることを認める場合において、迅速かつ適切な初動対応を行うことにより損害等を最小化するために、臨時コンプライアンス委員会を設置する。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
⑵ 意思決定のプロセスの簡素化、迅速化を図るとともに、重要事項については、毎月１回開催する経営会議でより慎重な意思決定を行う。
⑶ 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
⑷ 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、予算管理会議を通して全社ベースでの進捗状況を管理する。
5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
⑴ 当社は、関係会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は月次報告、四半期報告の他、子会社の取締役等の職務の執行について定期的に報告を行う。
⑵ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 子会社の事業に関するリスクは、子会社で管理を行う。
⑵ 新たなリスクが生じた場合又は法令等の適用若しくは解釈に関して疑義等が生じた場合には、速やかに当社担当役員に報告し、コンプライアンス委員会等においてその対応を協議する。
⑶ 子会社は、リスク管理に係る体制を整備し、当社はその体制確保のため支援を行う。
⑶ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 当社は、子会社に関する重要な事項は取締役会、経営会議で決定する。
⑵ その他の事項の決定は、当社職務権限規程、子会社が定める職務権限規程に従い役割分担を明確にし、効率的な運用を行う。
⑶ 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し毎月進捗状況を管理する。
⑷子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 子会社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規程」及び「コンプライアンス規程」で、コンプライアンスを基本とした経営の強化を図る。
⑵ 海外子会社は、当該国の法令、規則、商習慣を遵守する体制を整備する。
⑶ 監査室は、子会社の内部監査を行う。
6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
⑴ 現在、監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役会が必要とした場合は、取締役会は監査役会と協議のうえ、業務補助のため監査役スタッフを置くとともに必要な協力を行う。
⑵ 監査役の要請により、監査室、管理部は監査業務を補助する。
⑶ 監査役スタッフの人選、人事考課等については、監査役会の意見を尊重し、同意を得たうえで行う。
7．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑴ 監査役スタッフを置く場合は、監査役は、指示の実効性の確保のために、監査役スタッフに対して指揮命令権を有する。
⑵ 取締役会は、監査スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
8．当社の監査役に報告をするための体制
⑴ 役職員（子会社含む）は、会社に重大な損害を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるときは、直ちに監査役に報告する。
⑵ 役職員（子会社含む）は、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、直ちに監査役に報告する。
⑶ 各支店･部を統括する役職員は、必要に応じ担当する部門のリスク管理業務執行状況等について報告する。
9．監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
⑴当社及び子会社は、報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いが生じないことを確保する。
10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
⑴監査役がその職務の執行について、費用の前払等を請求した場合又は会計監査人･弁護士、その他の各分野の専門家に対して相談する場合、職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担する。
11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴取締役社長をはじめとする各取締役と定期的に会合を持ち、情報及び意見交換を行う。
⑵監査室は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図る。

⑶監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報及び意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
⑷監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〔2〕．反社会的勢力排除に向けた体制整備

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で臨むことを、「田辺工業グループ倫理規程」で定めております。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

⑴ 対応統括部署

管理部法務課を統括部署として、反社会的勢力に関する情報収集、及び社内体制の整備強化を推進しております。

⑵ 外部の専門機関との連携状況・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

平素から「暴力追放運動推進センター」や警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。
また、当社は「新潟県企業対象暴力対策協議会」に加入し、指導を受けるとともに講習会に参加し、情報の収集を図っております。

⑶ 対応マニュアルの整備・研修活動の実施状況

当社は「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制、その他の対応に関する事項を定めております。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力からの要求があった場合の対応姿勢・方針を定めております。
研修活動としては、反社会的勢力への対応に関する社内研修を、全社員を対象として定期的に実施しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本姿勢

(1) 基本方針

当社は、ステークホルダーの皆様における当社へのご理解及び信頼を確保し、もって健全な市場環境の形成に貢献するため、会社情報を適時、適切かつ公平に提供してまいります。

(2) 開示基準

当社は、日本取引所グループの定める適時開示規則に則り、情報開示を行ってまいります。また、適時開示規則に該当しない情報についても、任意開示の必要性を適宜検討することとしております。

(3) 開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、日本取引所グループが提供する適時開示情報システム(TDnet)による公開を行った後、当社ウェブサイトに掲載いたします。

また、これらに該当しない情報についても、任意開示の必要性とあわせて、報道機関への公開等を含む適切な開示方法を検討することとしております。

2. 適時開示に関する社内体制

(1) 社内規則

当社は、適時開示規程、インサイダー取引防止規程、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアルをはじめとする社内規則を整備し、適時、適切かつ公平な情報開示を推進しております。

(2) 組織の状況

当社は、適時開示責任者を管理部長、適時開示担当部署を管理部と定めております。また、開示の検討を要する事象が発生した場合には、当該事象を認識した役職員または当該従業員が所属する部門の部門長から、直ちに管理部へ報告が行われる体制を整えております。

(3) 決定事実に関する情報

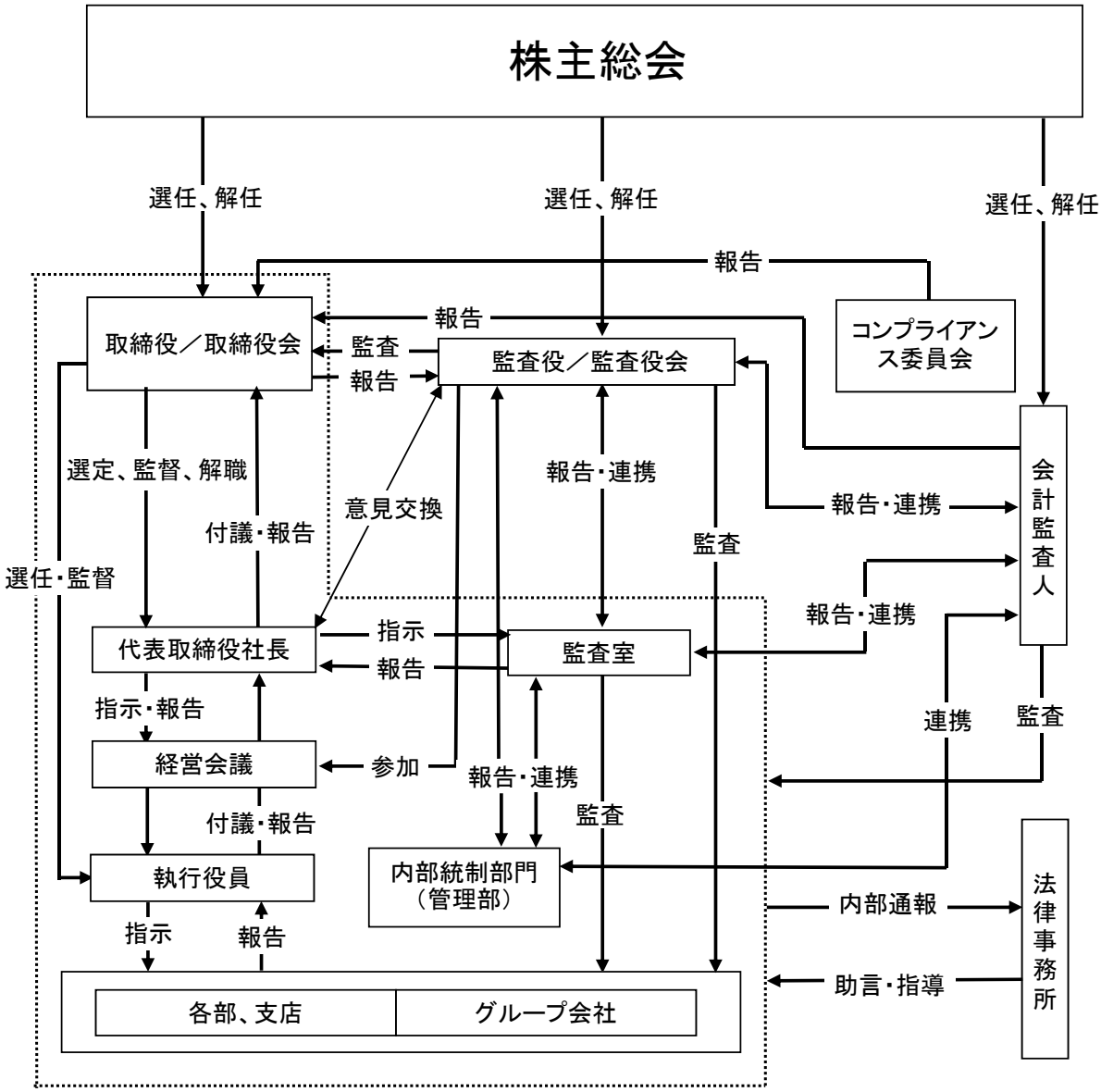
決定事実に該当する重要事項の決定機関は、取締役会としております。取締役会において重要事項を決定した場合、管理部長が代表取締役その他の関係者と開示の必要性を検討することとしております。開示を要する場合には、すみやかに取締役会の決議を受けて開示いたします。

(4) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、当該事実が発生したことを認識した場合、管理部長を中心として必要な情報・資料を収集し事実関係を迅速に把握することとしております。当該情報の開示の必要性を協議し、開示を要する場合には、すみやかに代表取締役の承認を受けて開示いたします。

(5) 決算情報

決算情報については、決算に関する開示書類(決算短信等)の作成及び確認を管理部が行ったうえ、代表取締役による確認の後に、取締役会の決議を受けて開示いたします。


株主総会
選任、解任
選任、解任
選任、解任
報告
報告
取締役／取締役会
監査
報告
監査役／監査役会
コンプライアンス委員会
会計監査人
選定、監督、解職
付議・報告
意見交換
報告・連携
報告・連携
監査
選任・監督
代表取締役社長
指示
報告
監査室
報告・連携
指示・報告
連携
監査
経営会議
参加
報告・連携
付議・報告
監査
執行役員
内部統制部門
（管理部）
内部通報
法律事務所
指示
報告
助言・指導
各部、支店
グループ会社